## いわて第2クリーンセンターで処理する一般廃棄物について

平成27年7月

二戸地区クリーンセンター

二戸地区クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設として平成7年7月から 稼働しており、二戸広域4市町村のごみ処理を行っております。

これまで、二戸地区クリーンセンターで処理が困難なごみは、種別を指定し、 九戸村にある「いわて第2クリーンセンター」で処理を行ってきたところです。

二戸地区クリーンセンターは、老朽化により焼却量が減少し、処理が困難な ごみが増えており、機械のトラブルや、老朽化の進行をできるだけ防ぐため、 ごみの減量化にさらに取り組む必要があります。

こうした現状を踏まえ、二戸広域4市町村の一般廃棄物処理実施計画を見直 し、いわて第2クリーンセンターで処理する一般廃棄物の種別を変更すことと いたしました。

つきましては、下記の表の5番と6番を追加し、**平成27年8月1日以降(布団・畳については10月1日以降)、いわて第2クリーンセンターで処理する一般廃棄物の種別を下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。** 

二戸地区クリーンセンターの負荷軽減のため、何とぞご協力をお願いいたします。

記

## いわて第2クリーンセンターで処理する一般廃棄物

番号	区分	内容
1	一般廃棄物と産業廃棄物の混合物	事業所からの紙オムツ等
2 ※		①建設廃材以外の木くず ②道路等の維持管理による草・木類
3 ※	PH C d (11 サイソルバミバニ(11 14.01)	①リサイクルできない段ボール ②機密書類(官公庁、銀行等)
4 ※	火災廃棄物	火災に伴って発生した一般廃棄物
5 ※	布団・畳	
6	管内市町村の収集運搬計画上、いわて 第2クリーンセンターで処理すべき と判断されたごみ	九戸村及び九戸村商工会主催の各種 行事で発生したごみ等

※1から4までは従来どおりの扱い。5番と6番は今回新たに追加したもの。

%2から5については、1日搬入限度量200kg(軽トラック1台程度)とし、二戸地区クリーンセンターでも受け入れます。